



▲桶沼から望む一切経山/梅津直樹さん



▲水林自然林/鈴木晋平さん

4月1～13日にアオウゼで市民カメラマン写真展を開催！  
詳しくはP13で

- 応募資格
- 1 次の全てに該当する方
  - 2 市内在住の18歳以上の方(高校生を除く)
  - 3 PCまたはスマートフォンを利用でき、電子メールでやりとりできる方
  - 4 本人所有のデジタル一眼カメラ(千万画素以上)による撮影と、電子データでの提出が可能な方
  - 5 本市職員でない方
- 募集定員/6人以内
- 任期/6月～令和3年5月
- 謝礼/年額1万円

■応募方法/広聴広報課、各支所・学習センターなどに備え付けの申込書(市ホームページでも取得可)に必要事項を記入の上、郵送か持参で。または市ホームページの応募フォームで

■応募締め切り/4月30日(木)

■選定/選定後に結果を通知。なお、定員に満たない場合でも選定の結果、選任しないことがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



- 検査機関/福島市地域の恵み安全対策協議会
- 検査期間/令和元年8月30日～12月28日
- 検査機器/ベルトコンベアー式検査器

- 市内の検査所
- 株式会社北ロジスティクス西物流センター
- 日本通運(株)西部流通センター

	検査袋数	セシウム134・137合計値(ベクレル/kg)			計
		25未満(ベクレル/kg)	25～100(ベクレル/kg)	100超(ベクレル/kg)	
令和元年産米	検査袋数	277,590	—	—	277,590
	割合	100.0%	—	—	100.0%
平成30年産米	検査袋数	258,450	—	—	258,450
	割合	100.0%	—	—	100.0%

### 令和2年に米を作付けする場合は「カリ肥料」を散布してください

台風第19号による稲わらの流失などで土壌中のカリ含有量が一部で低下しているため、令和2年の作付けでは、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ肥料の追加散布をお願いします。

散布量は20kg/10aで、4月上旬頃にJAふくしま未来の各指定の場所で配布します。日程は、後日通知します。

(東日本大震災以降、初めて作付けする水田は散布量が変わります。)

平成30年に配布実績のある方などには2月に作付意向調査を送付しましたが、新規に作付けする方や通知が届いていない場合はご連絡ください。

#### ■大豆のカリ肥料散布の有無は3月中旬以降にお知らせ

大豆のカリ肥料散布の必要性を、国と県が協議中です。結果は、3月中旬以降に市ホームページなどでお知らせします。



## あなたの写真で福島市をPR 市民カメラマン募集

市公式SNSやホームページなどに掲載する写真を提供いただくボランティア「市民カメラマン」を募集します。写真が趣味の方、本市の豊かな自然・文化をPRしたい方、ぜひご応募ください。

■問・申込/広聴広報課 ☎525-3710

## 令和元年産米(出荷・自家消費など)の放射性物質の検査結果

福島市で生産された令和元年産の全ての米(玄米)を対象とした全量全袋検査の結果をお知らせします。

令和元年12月28日までに検査を終えた全ての米が基準値(100ベクレル/kg)を下回っており、測定下限値(25ベクレル/kg)未満でした。

■問/農業振興課 ☎525-7720

### 125cc以下のバイクと小型特殊自動車の手続き

排気量125cc以下のバイクや農耕用トラクターなどの小型特殊自動車の所有者で、次に当てはまる場合は標識(ナンバープレート)の登録や返納の申告をしてください。

手続き事由	必要な手続き
1 市外に転出するとき	標識返納の手続きを本市の窓口で行い、転出先の市区町村で新たに標識の交付を受けてください。
2 譲渡したとき 譲り受けたとき	譲る方は標識返納の手続き、譲り受けた方は標識交付の手続きを本市の窓口で行ってください。 ※同一標識を引き続き使用することはできません。
3 盗難や標識を紛失したとき	警察に届け出の上、本市の窓口で申告を行ってください。
4 市内に住所があり本市以外の標識を付けて使用しているとき	交付を受けた市区町村に標識を返納し、新たに本市で標識交付の手続きを行ってください。 標識と標識交付証明書、所有者の印鑑があれば本市でも標識返納の手続きができます。
5 納税義務者が亡くなったとき	引き続き使用の場合は名義変更の手続き、使用しない場合は標識返納の手続きを行ってください。 ※同一標識を引き続き使用することはできません。



3月中・下旬は各窓口が大変混雑します。余裕をもって手続きをしましょう。

【登録・廃車・変更などの問い合わせ・届出窓口一覧】

車種	問い合わせ先
125cc以下の原付バイク 小型特殊自動車	市民税課 ☎525-3713
軽四輪自動車など	軽自動車検査協会福島事務所 コールセンター ☎050-3816-1837
125ccを超えるバイク 普通自動車	東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015

なお、軽四輪自動車、125ccを超えるバイクなどを、県外の軽自動車協会や運輸支局で住所変更・名義変更・廃車などの手続きをしたときは、翌年度以降の課税を停止するため、市民税課に「軽自動車税(廃車)申告書」の提出が必要です。

※令和2年度軽自動車税納税通知書は、5月中旬発送予定です。

※軽自動車税は、月割課税や減額はありません。

## 軽自動車やバイク・小型特殊自動車(農耕用その他)をお持ちの方へ 廃車手続きは3月31日(火)までに済ませましょう

■問/市民税課 ☎525-3713

■自動車税に関する申告・問/東北地方振興局県税部 ☎521-2702

## 4月1日から全ての施設で「原則屋内禁煙」となります

望まない受動喫煙による健康影響をなくすために、平成31年1月より段階的に施行されている改正健康増進法が令和2年4月1日から全面施行になります。

■問/保健所健康推進課 ☎573-4384

■4月からの全面施行の主な内容

飲食店・事業所・ホテルなどは「原則屋内禁煙」(施設の類型・場所に応じて喫煙室の設置が可能な場合があります)

20歳未満の方の喫煙エリアへの立ち入り禁止(従業員や保護者同伴の子どもであっても喫煙エリアへ立ち入ることができません)

喫煙可能施設における標識の義務化

〈事業所・飲食店などの管理者の皆さんへ〉  
各施設の状態に応じて受動喫煙防止の対策が必要となります。

法の主旨をご理解いただき、適切な対応にご協力をお願いします。

詳しくは厚生労働省ホームページ「なくそう!望まない受動喫煙」をご覧ください。



▲厚生労働省HP

〈市民の皆さんへ〉  
法改正により、喫煙時の周囲への配慮は、「マナーからルール」へと変わりました。

みんなが気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力をお願いします。

また、市では市民の皆さんの健康づくりの一環として、禁煙支援や健康相談などを行っています。ぜひ、ご活用ください。



▲市HP

### 防災と災害情報メールマガジンをご利用ください

災害情報などをお知らせするメール配信サービスを行っています。メールアドレスを登録すると、情報を受け取ることができます。

●問/危機管理室 ☎525-3793



スマートフォン



携帯用